

# 学校いじめ防止基本方針

令和2年3月改定  
尾鷲高校定時制

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめに関する認識

ア いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る。

イ いじめは全ての生徒に関係する問題である。

ウ いじめは被害側の生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。

エ いじめは被害側の生徒の心身の健全な成長と人格形成に重大かつ深刻な影響を及ぼす。

オ いじめに対しては、被害側の生徒の生命や身体の保護が最も重要である。

### (2) いじめ防止等のための対策の基本理念

ア いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育み、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを傍観することもない「いじめを許さない学校」、そして、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組み、健やかに成長することができる学校をつくる。

イ いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の生徒を守り通すとともに、加害側の生徒には適切かつ毅然とした指導を行う。

ウ 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・職場・地域との連携協力に努める。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

### (1) いじめ防止委員会

校長、定時制教頭、定時制教職員、スクールカウンセラー

※その他必要に応じ、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者など校外の専門家等を加えるものとする。

### (2) いじめ防止委員会の役割

ア 尾鷲高校定時制いじめ防止基本方針の定期的な見直しと校内外への情報提供。

イ いじめ防止対策年間計画の取組評価と見直し。

ウ 教育相談およびいじめアンケートの実施と結果の集約・活用。

エ いじめの認知及び解消に必要と考えられる調査や対応。

## 4 いじめ防止等の指導体制

(1) 学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。

(2) 教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

- (3) 教職員は、自らの言動が生徒に大きな影響を与えることを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間の情報共有を図り、協力体制を構築する。

## 5 未然防止および早期発見の取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア 道徳教育・人権教育の充実を図り、生徒がいじめの問題や一人ひとりの違いについて理解を深め、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を持てるようにする。
- イ 情報教育を中心として、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会で適正な活動を行う上で基本となる考え方や態度などを身に付けさせる。
- ウ 毎年4月・11月のいじめ防止強化月間を中心に、生徒や保護者がいじめの防止等の重要性について理解を深めるための啓発等を行う。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 日頃から生徒への声掛けを励行し、生徒の悩みや課題等の把握に努める。
- イ 年間を通して個別面談や三者面談を計画的に実施するとともに、生徒に気になる様子がある場合は個別に面談を行う。
- ウ 気になる生徒の様子については、教職員間や保護者等との情報共有を密にする。
- エ いじめに関して生徒や保護者が安心して学校に相談できるよう信頼関係を築く。

### (3) 年間指導計画

いじめの未然防止と早期発見の観点から、上記のような教育活動全体を通じた多様な取組や、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者等や職場・地域への啓発及び連携を図っていくため、年間指導計画を別に定める。

## 6 いじめ事案への対応

- (1) いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を核として情報の収集や集約、記録、共有、事実確認および認知の判断を行い、解消に向けて迅速に対応する。
- (2) 発生から解消までの組織的対応については別に定める。
- (3) いじめに関する通報及び相談を受けた場合は、関係者の個人情報適切に保護する。

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

- ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害者側の生徒の状況により校長が判断する。

- イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで校長が判断する。

- ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大

事態が発生したものとして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行う。見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・職場・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、生徒や保護者・職場・地域等の意見を積極的に取り入れるよう留意する。
- (2) 家庭や職場・地域との連携を図るため、本方針は本校ホームページで公開するとともに、学校関係者評価委員会や三者面談等あらゆる機会を利用して保護者や職場・地域等に情報発信を図る。
- (3) 本方針に基づく取組の実施状況を毎年度の学校評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえて取組の改善を図る。